

よくある質問

	質問	回答
1	今年度から活動を行いたいので、今年度に申請できますか。	国から地域協議会に内示された予算に余りがあれば申請できますが、その状況については、「お問合せフォーム」から御照会ください。
2	翌年度から活動を行いたいのですが。	例年、12月頃に翌年度の要望を活動組織に照会しますので、それまでに「お問合せフォーム」から活動希望の意思を伝えてください。
3	翌年度の要望に向けて事前に準備しておくことはありますか。	要望の際には、活動対象森林一覧表、森林計画図、森林簿の添付が必要です。活動対象森林を決定し、市町農林担当課で森林経営計画が作成されていないことの確認と、森林計画図・森林簿を入手し、活動対象森林一覧表を作成してください。
4	面積が少なくても申請できますか。	最小活動面積は小数点2位以下を切り捨てて0.1haです。なお、隣接している複数の箇所の場合は、合計が0.1ha以上あれば交付対象となりますが、飛び地の場合は箇所ごとの面積が0.1ha以上ある必要があります。
5	登記簿の地目が「雑種地」、「原野」である土地は、交付金の対象となりますか。	地目が「雑種地」、「原野」であっても、現に木竹が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法2条森林）であれば対象となります。
6	登記簿の地目が「農地」である土地は、交付金の対象となりますか。	地目が「農地」で、現に木竹が生育し、今後も育てるために使われる土地（森林法2条森林）であれば、農業委員会の「非農地証明」を添付することで対象となります。
7	採択申請書は、今年度分だけの申請ですか。	まず、3年間の活動計画書を作成する必要があります。採択申請書は毎年度提出することになりますので、今年度分だけの申請となります。
8	規約が既にある場合にも、新たに規約を作成する必要がありますか。	要領に例示されている意思決定、会計処理、事務処理のそれぞれの方法、書類の管理などの内容が、満たされていれば新たに定める必要はありませんが、満たされていない場合は規約を改正するか、別途（事務処理規程等）定めてください。
9	森林の所有者が複数の場合、全員と協定が必要ですか。	所有者全員との協定が必要で、所有者が委任した場合はその人と協定を締結してください。
10	活動組織の代表者が森林所有者の場合にも協定が必要ですか。	登記簿等の所有や権原が確認できるもので替えることができます。
11	森林所有者が地区や地域である場合はどうしたらいいですか。	地区の代表者等の手続きを代表できる人がいる場合は、その人と協定を結んでください。
12	交付金を受け入れるのに既存の通帳でも構いませんか。	本交付金専用の通帳が必要ですので、新たに口座を作ってください。新たに口座を作成できない場合は、金融機関等との聞き取り書を作成して採択申請書に添付してください。
13	チェーンソーの免許取得費用は対象となりますか。	チェーンソー、刈払い機等を使用する従事者には、免許ではなく安全教育が必要です。活動組織で1人分は、安全教育を受けた後、活動組織の安全講習の講師を務めることを条件に、人件費・交通費を対象としています。ただし、別途免許証等の交付

		経費は対象となりません。
14	鳥獣害防止柵等の材料の購入経費は資機材の対象となりますか。	鳥獣害防止柵等のボルト、番線等の材料は資機材となります。
15	鳥獣害防止柵等の設置経費は資機材の対象となりますか。	対象になりません。人件費は、地域環境保全タイプ又は森林機能強化タイプで支出することができます。
16	3年間同じ場所で同じ活動を行っても対象となりますか。	雑草木の刈払い等、交付の対象となる森林の維持・保全活動が行われていれば対象となります。
17	活動を行うのに仮設トイレを設置したいのですが、資機材の対象となりますか。	関係人口創出・維持タイプの活動で使用する以外は、対象になりません。
18	倉庫やあずまやを自分たちで作る場合、材料のほかに作業に係る人件費も交付金の対象となりますか。	材料は資材として対象になりますが、人件費は対象になりません。
19	倉庫やあずまやを請負や購入した場合は、資機材の対象となりますか。	対象となります（1/2支援）。
20	「苗木」は消耗品として購入できますか。	苗木はすべて資材となります（1/2支援）。
21	「果樹の苗木」は資機材の対象となりますか。	資材・消耗品の対象にはなりません。
22	採択された後、実際に山に入ってどのように作業を進めていくか検討する等の活動に要する人件費等も、活動推進費に含まれますか。	活動記録や写真等で、今後の計画を立てるために必要な活動であると判断できれば、活動推進費の対象となります。
23	炭焼き窯の設置場所について、活動対象森林以外でも良いですか（所有者は同意しています）。	活動対象森林に設置が困難で、かつ、活動範囲の一部と見なせる場所であれば対象としています。
24	未利用資源利用のため、タケノコ加工機械（真空パック）を購入したいが、対象となりますか。	対象になりません。 森林整備に対する支援が主目的ですので、シイタケ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太や薪や炭等を生産する簡易な加工を想定しています。
25	活動を委託する場合及び資機材を購入する場合に契約の条件等ありますか。	急峻な山の斜面等で専門性を必要とする活動を行う場合は、活動を委託することができます。委託した場合は、活動組織の活動記録や写真に加えて、委託先における活動記録や写真の提出が必要となります。なお、交付金額の全てを委託することは原則としてできません。 委託や購入に際して、複数社(者)の見積もりを取るようお願いします。